

[研究ノート]

## アメリカにおける連邦制的地域統合の特質 ——地域金融・地域的資金循環構造の観点から——

三瓶 弘喜

### Recycling funds locally: alternative financial systems under U.S. federalism

Hiroki SAMPEI

#### 要旨 (Summary)

The system of inter-governmental fiscal relations in the USA does not have an equalization scheme such as those that exist in Europe and Japan. Europe has developed a horizontal finance equalization system between local governments, and Japan has constructed a vertical system between central and local governments. The lack of these equalization systems in the USA causes an economic disparity between regions and brings structural poverty to communities that do not have enough tax-bearing capacity to promote their welfare by themselves. To prevent an outflow of funds from the poor periphery to the wealthy center, the USA has developed unique financial systems for recycling funds locally. These include the Community Reinvestment Act, community currencies, the decentralized Federal Reserve System, and free interest loan associations based on ethnic community. These systems have helped to reduce the unbalanced distribution of wealth between communities, and to compensate for lack of local finance equalization schemes in the USA.

キーワード：地域間格差、財政調整制度、地域内資金循環システム、地域再投資法、シヨア・バンク、地域通貨、地域循環型経済、金融的連邦制、国法銀行システム、相互扶助的金融組織、パブリック・エコノミー

本稿は、共同プロジェクト「近現代欧米における連邦制的地域統合に関する比較社会構造史的研究」の一環として、筆者が担当することになった研究課題「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質」を、「地域金融・地域的資金循環構造」という観点から明らかにするための、準備作業の一つに他な

らない<sup>(1)</sup>。ここでは、アメリカ的地域統合の問題を考察する際に、なぜこうした「地域金融・地域的資金循環構造」という観点が重要となってくるのか、最初に問題の所在を明らかにし、そしてそれを踏まえながら、実際「地域金融・地域的資金循環構造」という場合に、どのような領域からいかなるアプローチを試みていったらよいのか、その方向性を試論的に描いていきたいと思う。

### (1) アメリカ地方自治の特徴

地域統合を考える議論の出発点として、最初にアメリカの地方自治の特徴を概観してみよう。そこには大きくわけて、二つの特徴があると考えられる。第一の特徴は、アメリカの地方自治体が、広範な課税権に支えられた強力な自治権をもっていることである。伝統的にアメリカでは、個人と同様に自治体の自主・独立・個性が重視されており<sup>(2)</sup>、特に1870年代から1920年代にかけて生じた「ホーム・ルール運動」によって、こうした自治権が法的に保障されていった。すなわち、従来地方自治権は、各州の州憲法に由来し、従って州法によって制約を受けるものと解釈されてきたが（「デイロンズ・ルール」）、それがこの時期、州の立法権を制約し広範な地方自治権を求める州憲法改正運動が、都市住民を中心に展開していったのである。これが「ホーム・ルール運動」と呼ばれるものであった。この運動は、1875年のミズーリ州憲法修正を皮切りに全国へ波及していくが、その過程で、自治憲章制定権をもつホーム・ルール・シティが誕生し、課税、起債、福祉、治安、保健などについて広範な自治権をもつ、強力な地方自治体が成立することになったのである<sup>(3)</sup>。

しかし他方で、こうした強力な地方自治権の成立に伴い、財政の面でも、自治体の自主・独立・自己責任が重視され、その結果アメリカでは、自治体間・地域間での財政調整制度を欠いた地方自治制度が発展することになった。この財政調整制度の欠如こそが、アメリカ的地方自治の第二の特徴である。そこでは、豊かなコミュニティは自分たちの豊富な資金を使い住民参加型の理想的な地方自治を展開しえたが、その一方で、担税能力のない貧しい地域は自らの財政をまかなえず、こうした地域では、教育・福祉事業などが切り

詰められ、シビル・ミニマムが放棄されていった。このように、地域間での水平的財政調整制度をもつヨーロッパや、中央政府による垂直的財政調整制度をもつ日本とは異なり、財政調整制度をもたないアメリカ的連邦制度の下では、地域間格差は極めて解決困難な問題となっていったのである。特に教育問題は深刻であり、貧困地区では、教育設備の老朽化が放置され、十分な数の教員を雇うことさえままならず、最悪の場合、学区が閉鎖されることもあった<sup>(4)</sup>。理想的な住民自治のイメージとは裏腹に、財政調整制度を欠いたアメリカ的自治制度の下では、貧困地域・過疎地域の構造的固定化が作り出されていったのである。

ただしアメリカでは、確かにヨーロッパや日本のような財政調整制度は発展しなかったが、しかしその代わりに、地域の富の偏差を緩和する様々な地域内資金循環システムが創出されていった。筆者は、このアメリカ独自の地域金融システムの発展こそが、「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質」を解明するための、重要なカギではないかと考えている。それ故本稿では、具体的に以下の4つの地域内資金循環システムを取り上げながら、その内容整理を通じて、「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質」を考察していきたいと思う。その4つのシステムとは、①地域再投資法、②地域通貨、③連邦準備銀行制度、そして④相互扶助的金融組織である。

## （2）地域再投資法（Community Reinvestment Act）

はじめに、地域再投資法から検討していきたい。この法律は、1977年に制定され、主として1990年代に改正・強化された連邦法である。この一連の過程の背景には、上述した地域の荒廃が挙げられるだろう。アメリカでは1980年代以降、毎年10前後の地方自治体が破産に陥っているが、その中でも特に、1994年12月に生じたカリフォルニア州オレンジ・カウンティの財政破綻は、興味深いものである。このカウンティは、人口270万人を擁するかなり大規模な地方行政区であるが、当時、資産運用のために税金をウォール街での投機（デリバティブ）に活用していた。しかしその失敗によって約1500億円にのぼる巨額損失を被り、その結果このカウンティは、破産申請を行わざるを得なくなったのである<sup>(5)</sup>。1990年代においてアメリカでは、「ヘッジ・ファ

ンド」に代表される金融資本主義がグローバルに展開していたが、オレンジ・カウンティの事例は、こうした「マネー・ゲーム」のため、地域の資金が国際金融市場に吸い上げられていたことを示しているように思われる。そして1990年代に本格的に改正・強化された地域再投資法とは、このような金融グローバル化を背景に展開した地域からの資金流出やそれに基づく地域の荒廃を、防止しようとするものであったと考えられるのである。

地域再投資法は、内容的に二つの特徴をもっている。第一の特徴は、この法律が、地域の再生に対する銀行の社会的義務を明記していることである。すなわち当該法においては、地域住民から預金として集められた銀行資金が、ニューヨーク金融市場などで投機的に使われるのではなく、むしろ地域の信用需要やコミュニティ再生のために、積極的に用いられなければならないことが規定されている。そして第二の特徴として、こうした義務を銀行に遵守させるために、金融アセスメント制度が導入されることになった。この制度は、銀行が地域再生事業や地域の中小企業・低所得者層向け融資に対し、どの程度貢献しているのかを監督機関が評価し公表するというものであり、その際、公聴会の開催やプロテスト制度（異議申立て）等を通じて、地域住民が意見を表明し銀行を厳しくチェックするシステムが組み込まれたのであった<sup>(6)</sup>。このように地域再投資法とは、銀行の社会的貢献を義務づけ、地域の資金を「マネー・ゲーム」ではなく、地域の生産活動・地域住民の生活を重視した信用創造に結びつけていこうとするものであったと言えるだろう。

もともとこの法律は、1977年にカーター民主党政権によって導入されたものであるが、その当初の目的は、人種差別的慣行に基づく地域金融のあり方を是正しようとするものであった。当時、白人の経営する金融機関によって黒人への融資が意図的に回避され（「レッドライニング (Redlining)」）、このことが、黒人地区の貧困化を助長していた。当該法は、このような金融機関による地域コミュニティの差別的切捨てを防止しようとするものであったと言える<sup>(7)</sup>。しかし制定後しばらく地域再投資法は、レーガン共和党政権下で不遇の扱いを受けることになる。そして当該法が再び注目を集めることになったのが、1992年の大統領選挙においてであった。すなわち同年4月のロサンジェルス暴動をきっかけに、あらためて都市の再生が、アメリカの直面する

重大な課題として認識されるようになったのである。

この年の大統領選挙において民主党候補クリントンは、「社会資本の再建」を掲げ、二つの政策構想を発表した。その一つが、前述した内容を柱とする地域再投資法の大幅改正である<sup>(8)</sup>。そこでは、銀行の社会的義務や金融アセスメント制度の強化を盛り込んだ法改正が提案された。その際政策の理念的モデルとなったのが、当時シカゴの黒人貧困コミュニティの再生活動に携わっていたショア・バンク (Shore Bank) である。ショア・バンクは、1973年にシカゴ郊外に設立され、「銀行が地域に投資をしなければその地域は荒廃する」という理念の下で、社会的融資に積極的に取り組んだ銀行である。具体的にこの銀行は、①地域コミュニティ内での生活に必要な商業圏の創出、②老朽化した住宅のリフォーム支援による居住環境の再生、③地域の中小ビジネスの経営支援、④コミュニティ・センターとしての教会の再建、⑤職業訓練や教育プログラムを提供するNPO (ショア・バンク・ネイバーフッド協会) の設立等を行い、荒廃していたサウス・ショア地区を見事に再生させた。そしてこのような社会的事業を推進しながらショア・バンクは、経営的にも大きな成功を収めていったのである<sup>(9)</sup>。

クリントンのもう一つの政策提案は、「地域社会開発銀行ネットワーク構想」(A Network of Community Development Banks) であった。この構想は、連邦政府の指導と支援の下で、ショア・バンクのような地域開発銀行を全米に100行設立し、さらにこれら銀行間のネットワークを構築しようとするものであった。その際ショア・バンクとともにモデルとされたのが、アーカンソー州南部開発銀行 (Southern Development Bancorporation of Arkansas) である。アーカンソー州南部開発銀行は、ショア・バンクが主に都市部貧困コミュニティの再生を目指したのに対し、むしろ農村部を中心に活動を展開しており、また、零細事業貸付で貧困層の自立を促したバングラディッシュのグラミン銀行のように、低所得のマイノリティや女性による企業活動に対し融資活動を行っていた<sup>(10)</sup>。このようにクリントン陣営は、地域再投資法改正や地域社会開発銀行ネットワーク構想を提唱して、地域の復興を「アメリカ再生」のカギとして主張したのである。

他方で共和党のブッシュ陣営は、こうした地域金融の問題に関して、むし

る金融規制緩和による世界クラスの銀行の育成を強力に主張した<sup>(11)</sup>。その際特に、次の二点が問題となった。第一に、アメリカの銀行は「コミュニティ・バンク」を理念とし、一行一店舗制度（ユニット・バンキング・システム）を基本としていたため、支店の開設、あるいは支店が認められた場合でも、州を超えた支店の設立が禁止されていたこと、そして第二に、1933年グラス・スティーガル法によって、銀行・証券業務の兼業が禁止されていたことである<sup>(12)</sup>。ブッシュ陣営は、これらの金融規制の撤廃を通じて、国際競争力をもったメガバンクの育成を推進しようとしたのである。

大統領選挙においてクリントンが勝利すると、最終的には1994年9月に、地域再投資法改正および地域社会開発銀行法（Community Development Banking and Financial Institutions Act）が実現されることになった。ただし中間選挙の年でもあった当該年においては、地域再投資法に反対し規制緩和を求める政治勢力との妥協を図る必要性から、両法は、州を超えた銀行の支店開設を認める州際銀行自由化法とセットで可決されることになった<sup>(13)</sup>。ここで指摘しておきたい点は、後者の金融自由化が、地域再投資法の強化と結びついて行われたことである。すなわち別の見方をすれば、1990年代におけるアメリカの金融自由化は、地域再投資法の充実化と平行してしか展開しえなかったのではないかと考えられるのである。言い換えるならば、グローバルな「マネー・ゲーム」を可能にしたアメリカの金融自由化は、むしろ地域再投資法というセイフティ・ネットを保障することによって初めて、政治的に可能となったように思われるのである。

最後にここで、地域再投資法と日本との関係について一言述べておきたい。日本で最初に当該法が知られるようになったのは、1990年代初頭に、日系銀行が積極的にアメリカに進出した時のことであった。この時、地域再投資法の意味を理解していなかった日系銀行は、地域住民から多くの批判を受けることになった。例えば1991年に、三井太陽神戸銀行（現・三井住友銀行）は、進出先のカリフォルニアにおいて連邦準備銀行の公聴会に呼び出され、公聴会に参加した19の住民グループから厳しい業務改善を要求されている。ここでは当該行が、①10年間にわたる地域再投資法活動計画を作成し遵守すること、②低所得者への住宅供給と都市内部の経済発展のために毎年総資産の2

%を向けること、③税引き前利益の3%を低所得者と非白人層のための慈善団体に充てること等、8つの条件が提示された。また同じくカリフォルニアにおいて、1991年に住友銀行（現・三井住友銀行）は、住民グループから地域再投資法の遵守に関して「最悪」と評価され、その結果、中低所得者向け融資の拡大を含む、実質的な業務改善計画を作成せざるをえなくなったのである<sup>(14)</sup>。このように、民間銀行に対し地域の資金循環を支える社会的義務を課す地域再投資法は、日系銀行にとって、「自由主義的市場経済」のモデルであるアメリカの別の顔を、すなわち「パブリック・エコノミー」の存在を認識させるものであった。

### （3）地域通貨（Community Currency）

それでは次に、地域通貨について検討してみたい。現在アメリカでは、約60のコミュニティにおいて地域通貨が使用され、さらに約50のコミュニティにおいてその導入が準備されているが、その中でもとりわけ良く知られた事例が、ニューヨーク州イサカ市で発行された地域通貨、イサカ・アワーズ（Ithaca Hours）であろう<sup>(15)</sup>。イサカ市は、コーネル大学を町の中心に据えた人口3万人の学園都市であるが、この地域通貨は、1991年11月に、コミュニティ活動家ポール・グローバーの発案により発行されたものである。紙幣の裏面には、「イサカ・アワーズは、われわれの富を地域で循環させることによって地域の事業を刺激し、新しい雇用を創出しようとするものである」ことが明記されており<sup>(16)</sup>、この地域通貨の目的が、まず何よりも、「ヘッジ・ファンド」に代表されるような「グローバル・カジノ」の展開に対して、貨幣の循環を地域住民の手に取り戻し、地域循環型経済を創出しようとするものであったことがうかがえるのである。

歴史を振り返るならば、アメリカにおいて通貨をめぐる論争は、常に政治の中心にあったことがわかる。とりわけ19世紀後半以降、世界経済の中軸国たるイギリスによって金本位制が一種のグローバル・スタンダードとして推進されるようになると、アメリカではそのアンチ・テーゼとして、より弾力的な通貨制度を求める様々な運動が組織されることになった。例えば1873年恐慌後には、グリーンバック運動や自由銀運動が展開し、また1893年恐慌以

降にはポピュリズム運動が高揚した。これらの運動は、金本位制によって持ち込まれたデフレ圧力を緩和し、地域の信用需要に対して積極的に応える通貨システムを構築しようとするものであったと言えるだろう<sup>(17)</sup>。そしてこのような運動が再燃し、アメリカ地域社会が本格的に地域通貨を構想するようになったのが、1929年恐慌後のニューディール期においてであった。

世界大不況期においてアメリカ政府は、自国通貨を切下げることによって国内経済の回復を図ろうとした。とくに1933年のロンドン世界経済会議において、このような方向性は如実に示されることになる。この会議においてフランクリン・ローズベルト大統領は、国内の「リフレーション」要求に応えるため、いわゆる『爆弾声明』を発表し、国際的通貨安定化協定を拒否し会議全体を決裂に導いた。そして当該政権は、最終的に金準備法（1934年）を制定し、ドル平価の約40%の切下げを実施することになったのである<sup>(18)</sup>。しかしながらアメリカによるこのような通貨切下げは、他国を犠牲に自国の復興を優先させる近隣窮乏化的性格をもつものであった。とりわけアメリカが債務国であった第一次大戦前とは異なり、いまや世界最大の債権国となったアメリカが大幅な平価切下げを実施しドル安を誘導したことは、世界経済の不均衡は正にとって、重大な障害となりえたのである<sup>(19)</sup>。

こうした通貨切下げに代わる政策的代替案の可能性をもったのが、地域通貨の実践であった。なぜならばそれは、世界的デフレ・スパイラルの中で、近隣窮乏化的性格をもたない、地域内での内需拡大を目的とするものであったからである。1930年代のアメリカにおいて、地域通貨運動の理論的柱となったのは、イエール大学のアーヴィング・フィッシャーであった。彼は、オーストリアの地方都市ヴェルグルでの地域通貨の試みを分析し、その成功についていくつかの論文を著しながら、アメリカにおける地域通貨の有効性を積極的に主張した<sup>(20)</sup>。ヴェルグルの地域通貨とは、経済学者シルビオ・ゲゼルが主張した「減価する通貨」（自由貨幣）を実践したもので<sup>(21)</sup>、ゲゼル信奉者でありヴェルグルの町長であったウンターグッゲンベルガーが、1932年に導入したものである。ウンターグッゲンベルガーは、町民の約35%近くが失業している中、労働証明書と呼ばれる流通速度の速いスタンプ貨幣（後述）を発行し、タウンホールの修繕や上下水道の整備、道路やスキー・ジャンプ



台建設などの公共事業を積極的に展開しながら、地域内の経済活動を活発化させていった。この地域通貨の使用によってヴェルグルでは、完全雇用と不況からの脱却が実現されたと言われている。ただしこのヴェルグルの実験は、1933年末にオーストリア中央銀行が当該地域通貨の発行を禁止することによって、終止符が打たれることになった<sup>(22)</sup>。

1930年代前半にはアメリカにおいても、400以上の町や数千のコミュニティにおいて、緊急補助通貨として地域通貨が発行されている。その多くは、ヴェルグルと同様スタンプ貨幣という形態をとるものであった。スタンプ貨幣とは、決められた期限までに使用しないと貨幣価値が減少する通貨であり、こうした劣化性により、当該通貨は退蔵されず地域内において通常の何倍もの速さで使用され、その結果、地域の経済活動が促進されると考えられたのである。スタンプ貨幣は、金融恐慌により銀行の貸し渋りや倒産が相次ぐ中、事実上、地域内でのマネー・サプライを増大させ、地域の内需拡大を金融の面で支えるものであったと言えよう。1933年2月には、アラバマ州選出上院議員ジョン・バンクヘッドとインディアナ州選出下院議員ピーテンヒルが、スタンプ貨幣に対する連邦政府の公認を求める法案を両院それぞれに提出している。しかしこれらの法案は可決されず、むしろローズベルト政権下では緊急補助通貨の使用・発行は禁止されることになった。ここに1930年代におけるアメリカの地域通貨の取り組みは、ひとまず終焉を迎えることになったのである<sup>(23)</sup>。

アメリカにおける地域通貨の展開とその意義については、より踏み込んだ歴史的考察が必要とされるが、しかし上述したイサカ・アワーズやスタンプ貨幣の実践や経験は、これらが、デフレ圧力に対して地域循環型経済を内側から支える通貨システムとして機能しえたこと、そしてさらに、グローバル金融資本主義の猛威から地域経済を保護し、近隣窮乏化的な国家経済政策の代替案となりえたことを示しているように思われるのである。

#### (4) 連邦準備銀行制度

アメリカ独自の地域金融システムのあり方を示す第三の事例として、次に連邦準備制度を取り上げてみたい。言うまでもなく連邦準備制度は、アメリカ

カの中央銀行システムであり、その最大の特徴は、国内が12の地域（準備区）に分けられ、それぞれの地域が独立した中央銀行（連邦準備銀行）を持っていることにある。すなわちアメリカでは、単一の中央銀行制度ではなく、12の中央銀行による連合体という独自の形式がとられているのである。こうした制度の出発点となったのが、1913年連邦準備法であった。その成立過程について簡単に言及すれば、まず1907年恐慌後に、共和党政権下で「全国準備協会計画」（1911年）が作成され、この計画をもとに中央銀行の設立が進められた。しかし1912年に、ルイジアナ州選出民主党議員A・P・ブジョーを委員長とする下院銀行通貨委員会（ブジョー委員会）が、ニューヨークの「マネー・トラスト」を攻撃する調査報告書を発表すると、中央銀行構想も大きな影響を受けることになり、その結果ウィルソン民主党政権下で、1913年連邦準備法として、以下のような特徴をもつ中央銀行制度が導入されることになったのである<sup>(24)</sup>。

その第一の特徴は、ニューヨークをピラミッドの頂点とする中央集権的・垂直的な国内資金の集中・再分配システムが排除され、12の地域（準備区）を単位とした資金循環システム、すなわち、各地域ごとに「貨幣用金準備センター」をもつ『複数の中央銀行』の連合制度が創出されたことにある。その際それぞれの地域の中央銀行（連邦準備銀行）は、地域内の国法銀行の出資によって設立されることになり、またワシントンには、これら12の中央銀行の調整機関として、連邦準備局が設置されることになった（1935年に連邦準備制度理事会に改組）。そしてこのような金融的連邦制という性格に加えて、ニューヨークの金融コミュニティの影響力をさらに制限するため、第二の特徴として、連邦準備局の運営に対し、連邦政府の監督権が組み込まれることになった<sup>(25)</sup>。このように連邦準備制度の成立は、地域的資金循環という思想を埋め込んだ、分権的中央銀行制度の誕生を意味するものであったと言えるだろう。

ここで第一の点、すなわちニューヨーク金融市場を頂点とする垂直的金融システムの問題について、一言触れておきたい。歴史的にこのような金融システムは、南北戦争後において、コルレス銀行制度を基礎に置く国法銀行システムとともに発展してきた。ここでは特に、地域的資金循環の観点から、

次の二点に着目したい。第一に、コルレス制度の下で、全国の国法銀行の準備金は、名目上「コール・ローン」としてウォール街の銀行に貸し出され、その際ニューヨークの銀行に集められたこうした莫大な資金は、とりわけ1890年代以降、当時興隆しつつあった工業証券市場に投資され、企業合併運動を促進するとともに、中西部における工業集中の重大な資金源となっていたこと。そして第二に、こうしたニューヨーク金融市場を結節点とする垂直的な全国的資金循環は、しかしその一方で、南部や西部などの非中心地域における資金流出や利子率の上昇をもたらし、当該地域の経済発展を阻害する側面をもっていたこと。とりわけ南部においてこの点は顕著であった。例えばG・リッターは、南部の銀行が自らの資金を地域的に循環させるよりもニューヨークでの資金運用を選好したため、南部では、地域起業家による資金調達著しく制限され、このことが、当該地域における繊維産業の発展や技術革新、さらには工業化をも阻害し、南部経済の停滞を招く重要な要因となっていたことを指摘している<sup>(26)</sup>。

このように、ニューヨークをピラミッドの頂点とする集権的な国内金融市場の発展は、「規模の経済」と経営合理性を追求するアメリカ型の大量生産システムとビッグ・ビジネスを生み出す一方で、同時に、資金の限られた非中心地域から資金の豊富な中心地域への不均衡拡大型の資金移動をもたらし、非中心地域経済の金融的基盤を掘り崩す側面をもっていたのである。地域的資金循環システムを理念として埋め込んだアメリカ型中央銀行システム＝連邦準備制度が、果たしてこうした地域金融問題に対して実際にどのように機能したのかは、今後さらに検討されるべき重要課題であるように思われる。

#### (5) 移民コミュニティの相互扶助的金融組織

それでは最後に、アメリカの特徴をもつ地域金融システムの第四の事例として、移民コミュニティにおける相互扶助的金融組織について言及したい。19世紀末のアメリカでは、イギリスを推進軸とした「グローバリゼーション」の下で、いわゆる「新移民」の巨大な波が押し寄せることになるが、その際アメリカ社会への適応過程で移民たちが創り出していったものが、エスニックな色彩をもつ様々な相互扶助組織であった。これらの組織は、都市部の移

民コミュニティにおいて一種のセイフティ・ネットとして機能したが、なかでもエスニックな同胞意識に支えられた相互扶助的金融組織は、「新移民」たちのアメリカ社会における経済的自立と地域コミュニティの連帯を促進するのに大きく寄与したのである。例えば、無利子あるいは低利子で資金を提供したユダヤ融資組合は、ユダヤ系の小業者に、事業を開始したり拡張したりするための長期安定的な資金を提供し、19世紀末から20世紀前半にかけて、東欧・ロシア系ユダヤ人が、アメリカ社会において経済のはしごを上っていくのに役立ったのである<sup>(27)</sup>。近年、こうしたユダヤ系コミュニティをはじめ、アジア系（日系・中国系）、ヒスパニック系、イタリア系コミュニティにおける、相互扶助的金融組織の研究が進展し、エスニック・コミュニティのネットワークが創り出す地域的資金循環のあり方が明らかにされつつある<sup>(28)</sup>。財政調整制度を欠いたアメリカ地域社会の問題を考えると、こうした非政府組織が作り出す金融ネットワークは、間違いなく一つのコミュニティ再生システムとして機能したのではないかと思われる<sup>(29)</sup>。例えば、こうした移民集団とは対照的に、都市部の黒人コミュニティはこの種の金融組織を欠いており、このことは、黒人層の経済的上昇の困難性や黒人コミュニティの貧困化の問題を考える際、重要な視座を与えてくれるように思われるのである。

以上、地域再投資法、地域通貨、連邦銀行準備制度、移民コミュニティの相互扶助的金融組織を中心にして、アメリカにおける地域金融システムの特徴を考察してきたが、ここでもう一度問題を整理し、「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質」を解明するための、今後の研究の方向性を確認してみたい。まず最初に述べたように、アメリカ連邦制の大きな特徴の一つは、財政調整制度をもたない強力な地方自治の割拠にあったと言えるだろう。ここでは常に、担税能力のない地域やコミュニティの荒廃が、大きな社会問題として立ち現れてくることになる。その際本稿でみてきたようにアメリカでは、財政調整制度の枠の外で、すなわち、様々な地域金融や地域的資金循環システムを構築することによって、問題解決の方向性が模索されてきたと言える。このような地域循環型経済を志向する金融システムの持続的な展開は、

コーポリット・リベラリズム的市場原理に基づく国民経済統合という従来のフレームワークの下では、これまで見落とされてきた論点でもある。自由主義的市場経済に基づくグローバル化の問題が強く認識される中で、何よりもアメリカ本国において、こうしたオルタナティブな経済システムを目指す歴史的伝統が積み重ねられてきたことは、国内外のグローバリゼーション擁護論を批判的に再検討する上でも、豊かな興味深い素材を提供するものとなるであろう。今後は、アメリカで独自の発展を遂げたこのような地域的資金循環システムの歴史的形成過程を具体的に明らかにし、また同時に、その背後にある特殊アメリカ的な社会構成原理を考察することによって、「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質」を照射していきたいと考えている。

#### 註

- (1) 本稿は、2004年7月24日に東京学士会館で開かれた、共同プロジェクト「近現代欧米における連邦制的地域統合に関する比較社会構造史的研究」（代表：佐藤勝則）の第一回研究会において、筆者が行った報告を加筆・修正したものである。この報告は、2006年3月刊行予定の『研究報告・資料集』（仮題）にも収録される予定である。本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)(1)(課題番号16202018)(研究代表者 佐藤勝則)に基づく共同研究の一部である。
- (2) 強力な課税権に支えられた住民自治の様子については、田中英夫『アメリカの社会と法』東京大学出版会、1972年、第1章第5節「ローカル・コミュニティの重視」、横田啓子『アメリカの多文化教育：共生を育む学校と地域』明石書店、1995年、第3章「住民自治と多文化教育」、犬養道子『私のアメリカ』新潮社、1966年、「鹿の来る家」を参照。  
強靱な地方自治に関する歴史的考察としては、A・トクヴィル『アメリカの民主政治(上)』（井伊玄太郎訳）講談社学術文庫、1987年、第5章「個々の州における政治」を参照。また、住民たちが何度も集い、自治体建設の目的と運営の方法について議論を重ね、最終的に住民投票によって地方自治体の設立が決定されるプロセスについては、若田恭二『草の根のアメリカ政治－カリフォルニア・レポート－』時事通信社、1988年、「新しい市の誕生」を是非とも参照されたい。
- (3) ホーム・ルール・シティにおいては、「地方的事項」に関して、自治憲章や条例で定めている事項が州法と衝突する場合、前者、すなわち地方自治体の立法権が優先される。「ディロンズ・ルール」並びに「ホーム・ルール運動」については、宮崎辰雄『欧米地方自治権の研究』勁草書房、1980年、第2章第3節「アメリカの自治立法権」、阿部照哉他編『地方自治体系I』嵯峨野書院、1989年、第6章第2節「ホーム・ルール・シティ」、金子善次郎『米国連邦制度－州と地方団体－』良書普及会、1977年、61-65頁を参照。
- (4) アメリカ連邦制の特徴を「財政調整制度なき国家」として捉えた、本邦における先駆的研究として、小泉和重『アメリカ連邦財政システム』ミネルヴァ書房、2004年を参照。

シドニー・ウェブ(Sidney Webb)は、グライス(Grice)の古典的名著 *National and Local Finance* に寄せた序文の中で、財政調整をもたないアメリカのシステムを「地方自治の

アナーキー」と名付け、「ナショナル・ミニマム」の観点から、それが文明国における「最悪の地方政府」を生み出したと批判している。J. W. Grice, *National and Local Finance: A Review of the Relations between the Central and Local Authorities in England, France, Belgium, and Prussia, during the Nineteenth Century*, London, 1910, pp.vii-viii.

また黒人スラム地域の構造的固定化の問題に関しては、W・J・ウイルソン『アメリカ大都市の貧困と差別』（川島正樹・竹本友子訳）、明石書店、1999年、84-92頁を参照。

- (5) デリバティブの失敗によるオレンジ・カウンティの財政破綻については、相田洋『マネー革命 第3巻』日本放送出版協会、1999年、2章「地方自治体を破綻させたデリバティブ巨額損失」を参照。
- (6) 金融アセスメント制度に関しては、1977年地域再投資法の下で、銀行の貸付実態の公開とその査定結果に基づいた金融機関の格付けが行われたが、1989年の改正によって、この格付けが公開されることになった。また1995年及び1999年の改正によって、地域への再投資を強化する査定内容の見直しと、一層の情報公開が推進された。地域再投資法については、河邑厚徳他編『エンデの警鐘「地域通貨の希望と銀行の未来」』NHK出版、2002年、第6章第2節「コミュニティを支える地域開発銀行」、柴田武男「地域再投資法改正の影響と現行の規制構造」『証券研究』第108巻、1992年所収、高田太久吉「アメリカの地域再投資法とは」『月刊民商』No.470、2000年所収、福光寛『銀行政策論』同文館、1994年、第5章「CRA（地域再投資法）」、木村温人『現代の地域金融－「分権と自立」に向けての金融システム－』日本評論社、2004年、第3章「米国の地域金融の実態とCRA（地域再投資法）」91-110頁、高月昭年「銀行構造の変化と資金地元公平還元法の拡大」『証券経済研究』第20号、1999年所収、62-75頁を参照。
- (7) 1977年地域投資法成立時の背景については、註（6）の文献を参照。
- (8) クリントン政権による地域再投資法の改正については、福光寛、前掲書、第6章「クリントンの銀行政策」、木村温人、前掲書、98-101頁、ビル・クリントン／アル・ゴア『アメリカ再生のシナリオ』講談社、1993年、第5章「社会資本の再建」、132-137頁を参照。
- (9) ショア・バンクについては、河邑厚徳他編、前掲書、第6章第2節「コミュニティを支える地域開発銀行」を是非とも参照されたい。
- (10) 地域社会開発銀行ネットワーク構想については、福光寛、前掲書、第6章「クリントンの銀行政策」を参照。
- (11) この点については、福光寛、前掲書、90-91頁、山里宗之『米国のコミュニティ銀行』ミネルヴァ書房、2000年、第5章「金融制度改革論議と『コミュニティ銀行』の利益集団」、208-222頁、高木仁「1991年金融制度改革法の成立過程—アメリカ金融システム安定化への模索—」『証券研究』第113号、1995年所収を参照。
- (12) 「コミュニティ銀行」の理念に関しては、山里宗之、前掲書、第4章「『コミュニティ銀行』の存立基盤」を参照。国法銀行に関しては、1927年の連邦法（マクファデン法）によって、州法の認める範囲内で州内の支店開設が許可されたが、1980年代においても、全銀行の半数は支店を持たない単店銀行であった。また世界最大の銀行であるバンク・オブ・アメリカも、約900の支店をすべてカリフォルニア州内にのみもつ銀行であった。ユニット・バンキング・システムについては、高木仁『アメリカの金融制度』東洋経済新報社、1986年、第4章「アメリカ固有の銀行制度—支店設置を許さぬ州がある—」を是非とも参照されたい。また1994年の州際自由化法成立後においても、多くの州は、支店の新設を禁止しており、既存の銀行の買収のみを認めている。山里宗之、前掲書、250頁、注54を参照。
- (13) 山里宗之、前掲書、222-224頁。
- (14) 柴田武男、前掲論文、164-168頁。

- (15) イサカ・アワーズについては、河邑厚徳他『エンデの遺言—根源からお金を問うこと—』N H K出版、2000年（以下『エンデの遺言』と略記）、第4章第1節「米国の地域通貨イサカアワーズ」、泉留維「地域通貨の有効性についての考察（2）」『自由経済研究』第16号、2000年所収、8-11頁を参照。
- (16) 泉留維、前掲論文、8頁。
- (17) こうした観点から、グリーンバック運動やポピュリズムを再考した近年の研究として、Gretchen Ritter, *Goldbugs and Greenbacks: The Antimonopoly Tradition and the Politics of Finance in America, 1865-1896*, Cambridge University Press, 1997 を是非とも参照されたい。
- (18) 強力なインフレーションを求める「ドル・ナショナリズム」勢力については、T.Ferguson, "Industrial Conflict and the Coming of the New Deal," M.Dubofsky ed., *The New Deal*, N.Y. & London, 1992, pp.39-40; M.N.Rothbard, "The New Deal and the International Monetary System," B.M.Rowland ed., *Balance of Power or Hegemony*, New York University Press, 1976, pp.32-42 を参照。
- (19) 国務省の首席経済顧問アルビン・ハンセンは、国際経済不均衡の原因をドルの過小評価の中に見出し、1935年3月26日付け財務省宛て文書の中では、ドル安を誘導しイギリスと激しい通貨減価競争を展開していた財務省の政策路線に対して、むしろドル高を容認する形での国際通貨安定化協定の早期実現を求めている。"Exchange Stabilization," *Henry Morgenthau Jr. Diaries*, Vol.4:214A, F.D.Roosevelt Library.
- (20) フィッシャーの主唱した地域通貨（スタンプ貨幣）については、『エンデの遺言』、122-132頁、アーヴィング・フィッシャー「スタンプ代用貨幣」（森野栄一訳）『自由経済研究』第2号、1995年所収を参照。
- (21) シルビオ・ゲゼルについては、『エンデの遺言』、第3章「忘れられた思想家シルビオ・ゲゼル—老化するお金の理論とその実践の歩み—」を参照。
- (22) ヴェルグルの実験については、『エンデの遺言』、143-152頁、F・シュヴァルツ「ヴェルグルの実験（1）」（自由経済研究会訳）『自由経済研究』第12号、1998年所収、F・シュヴァルツ「ヴェルグルの実験（2）」（自由経済研究会訳）『自由経済研究』第13号、1998年所収、F・シュヴァルツ「ヴェルグルの実験（3）」（自由経済研究会訳）『自由経済研究』第14号、1999年所収、F・シュヴァルツ「ヴェルグルの実験（4）」（自由経済研究会訳）『自由経済研究』第16号、2000年所収、W・オンケン「経済史の忘れられた一章—シュヴァーネンキルヒェン、ヴェルグルおよびその他の自由貨幣の実践—（上）」（宮坂英一訳）『自由経済研究』第15号、2000年所収、41-45頁、泉留維「地域通貨の有効性についての考察（1）」『自由経済研究』第15号、2000年所収、23-25頁を参照。
- (23) 1930年代におけるアメリカの地域通貨の実践については、『エンデの遺言』、188-190頁、泉留維「地域通貨の有効性についての考察（1）」、26-28頁、W・オンケン「経済史の忘れられた一章—シュヴァーネンキルヒェン、ヴェルグルおよびその他の自由貨幣の実践—（下）」（宮坂英一訳）『自由経済研究』第17号、2000年所収、26-28頁、トーマス・グレコ『地域通貨ルネサンス』（大沼安史訳）、木の泉社、2001年、第8章「地域通貨小史」を参照。グレコの著書は、欧州との比較から当該期アメリカの地域通貨の問題を論じている。
- (24) 分権的中央銀行制度を特徴とした1913年連邦準備法の成立については、楠井敏朗『法人資本主義の成立』日本経済評論社、1994年、254-261頁を参照。
- (25) 楠井、同上、257-261頁。また他方で、須藤功『アメリカ巨大企業体制の成立と銀行』名古屋大学出版会、1997年は、アメリカにおける巨大企業体制の成立という観点から、連邦準備制

度の成立過程を分析している。須藤氏は、シカゴを中心とした中西部大都市銀行主導の金融改革運動の帰結が、連邦準備制度の成立であったことを議論している。

- (26) この点に関しては、Gretchen Ritter, *op.cit.*, Chapter 5 を是非とも参照されたい。Ritter はまた、こうした南部の状況とは対照的に、19世紀後半の太平洋岸地域においては、ニューヨークへと資金が向かう資本市場の全国的集中化ではなく、サンフランシスコを中心に、地域の経済発展に寄与しうる地域金融ネットワークが形成されたことを指摘している。Gretchen Ritter, *op.cit.*, pp.19, 204-205.
- (27) ユダヤ融資組合については、Shelly Tenenbaum, *A Credit to Their Community: Jewish Loan Societies in the United States, 1880-1945*, Wayne State University Press, Detroit, 1993を是非とも参照されたい。ユダヤ融資組合は、18世紀以降ヨーロッパにおいて広く展開した、hevrot gemilut hasadimと呼ばれる無利子融資組合に制度的起源をもつ。アメリカでは、1880年代以降の東欧ユダヤ人の到来とともに設立が始まり、1887年にピッツバーグで、最初のヘブライ無利子融資組合 (Hebrew free loan society) が設立された。その後その数は急増し、1908年には157、1927年には509の無利子融資組合が確認されている。また地域的にも、ニューヨーク、ボストン、シカゴ、サンフランシスコ、プロヴィデンスといった大都市だけでなく、インディアナ州やルイジアナ州の中小都市にまで、こうした融資組合は広がっていた。Shelly Tenenbaum, *op.cit.*, pp.17, 29, 34-35.
- (28) 例えば、アジア系については、Ivan Light, *Ethnic Enterprise in America: Business and Welfare Among Chinese, Japanese, and Blacks*, University of California Press, 1972; idem, "Asian Enterprise in America; Chinese, Japanese, and Koreans in Small Business," in *Self-Help in Urban America*, ed. Scott Cummings, N.Y., 1980 がある。第二次大戦前において、日系、中国系、朝鮮系移民は、母国の組織を模倣して独自の輪番制信用組合 (rotating credit association) を発展させた。日系移民は、「頼母子」をモデルに信用組合を作り出し、同胞の起業活動を資金面で支えていった。例えば、戦前、日系アメリカ人が取り組んだ最大のホテル事業は、この輪番制信用組合から資金が調達されている。また同様に、中国系移民は「会」(フォイ) と呼ばれる信用組合を、朝鮮系移民は「契」(ケイ) と呼ばれる信用組合を作り出した。ユダヤ系と同様に、アジア系移民もこうした起業資金を調達する文化的制度をもっていたことは、彼らの経済的上昇に役立つことになった。Shelly Tenenbaum, *op.cit.*, pp.31-32; ロナルド・タカキ『もう一つのアメリカン・ドリーム—アジア系アメリカ人の挑戦—』岩波書店、1996年、176、214、236頁。
- またアジア系以外の移民集団についても、独自の信用組織の発展が指摘されている。ヒスパニック系については、G.Carlos Velez-Ibanez, *Bonds of Mutual Trust: The Cultural Systems of Rotating Credit Associations Among Urban Mexicans and Chicanos*, Rutgers University Press, 1983; Aubrey W. Bonnett, *Institutional Adaptation of West Indian Immigrants to America: An Analysis of Rotating Credit Associations*, University Press of America, 1981、イタリア系については、J.Giovinco, "Democracy in banking: The Bank of Italy and California's Italians," *California Historical Society Quarterly* 47, 1968; Jared N.Day, "Credit, capital and community: informal banking in immigrant communities in the United States, 1880-1924," *Financial History Review* 9, 2002; C.Peck, *Reinventing Free Labor: Padrones and Immigrant Workers in the North American West, 1880-1930*, New York, 2000 等がある。
- (29) 本稿では述べることができなかったが、ここで、アメリカの地域社会を支える上で決定的に重要な役割を果たしている非営利団体 (NPO) について、その特徴を簡単に言及しておきたい。周知の通りアメリカでは、日本やヨーロッパのような「福祉国家」が形成されなかったが、そ



の代わりに政府機能を補う形で、非営利団体が他国に比べ著しく発達することになった。現在アメリカでは約110万もの非営利団体が存在しているが、こうした非営利セクターの支出は、1989年において約2950億ドルに達し、それはGNPの6%に相当するものである。驚くべきことに、非営利セクターの支出が地方自治体の支出をはるかに上回っている地域も存在している。例えばメリーランド州ボルティモアでは、非営利団体の支出が、ボルティモア市及びその周辺5郡の支出総額を凌駕している。こうした非営利団体の活発な活動はアメリカ地方自治の特徴であり、この点に関してA・トクヴィルは、「新しい事業を率いるのは、フランスでは政府、イギリスでは身分の高い人々であるが、アメリカでは間違いなく団体である」と述べている。

ここで着目したい重要な点は、こうしたNPOの資金源が、一般的に考えられているように、個人や企業からの寄付および財団による助成金によってまかなわれているのではないということである。例えば1989年において、こうした寄付や助成金が収入全体に占める割合は15%に過ぎず、むしろ約50%は保険・医療サービスの提供等による営業収入によって、そして約30%は、政府からの助成金によってまかなわれているのである。このことは、民間主導による社会福祉や社会事業の推進というイメージとは異なり、実際には、政府部門と非営利セクターとの複合的な協体制によって、公共サービスが提供されていると言えるのである。すなわちアメリカでは、政府が資金を調達し、実際の公共サービスは民間の非営利団体に委任するというシステムがとられており、言い換えれば、政府が独占的に社会福祉の供給に取り組むというよりも、政府と非営利団体が広い範囲で相互に作用し合って社会の要求に応えていくという形がとられてきたのである。それ故アメリカでは、政府による公共福祉が拡大した際、それが民間の非営利セクターの活動を縮小させるというよりはむしろ増大させる性格をもち、実際に、1960年代以降の政府活動の拡大は、非営利セクターの活動範囲を拡大し、一層多くの機能を非営利団体に付与することになった。以上の点については、レスター・M・サラモン『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社、1994年を見非とも参照されたい。アメリカの非営利団体については、多くの現状分析的研究がなされているが、アメリカ的地域社会統合の特質を考える際には、その歴史的考察が、今後一層必要になってくるように思われる。

## 2005年度歴史学科卒業論文題目一覧

## 日本史分野

戦前期の軍事扶助活動における行政と社会の役割 .....	芥川奈緒美
幕末期天草の治安維持の実態について	
——肥後藩天草警衛に関する一考察—— .....	伊東 勇一
戦国期北部九州における一揆の構造 .....	城戸 俊哉
肥後藩における洋式軍備化と明治維新	
——肥後藩軍制改革の展開—— .....	木山 貴満
近世日向国における山陰一揆の歴史的 position について .....	黒木 渉
中世一宮末社・荘郷鎮守の祭礼構造と地域社会	
——肥後一宮阿蘇社ネットワークを中心として—— .....	幸山 千穂
中世内乱期における子どもの社会的 position .....	砂月 明海
種子島と明治維新——私領解体と西南戦争を中心に—— .....	中村 寿子
明治地方自治制と衛生行政 .....	福嶋 一恵
戦国期の領国支配における徳政と村落	
——北条領国における大名権力の矛盾—— .....	松野 恭子
近世における災害と復興	
——天明三年浅間山噴火と幕府・私領・村—— .....	山本 雪乃
島津氏の肥後支配における城館運用 .....	渡邊 康祐

## アジア史分野

漢代の皇太后 .....	佐藤 梨絵
宋代郷村の慣行 .....	高橋 俊行
明代の軍制	
——洪武期の衛所—— .....	辻田 高陽
近世中国の対外交易	
——17・18世紀の「アジア交易圏」について—— .....	永濱 知佳
六朝期の勸農 .....	松原 史明

## 清代の白蓮教

——嘉慶白蓮教徒の乱について—— …………… 小松 貴朗

## 西洋史分野

フィリップ・オーギュスト時代の王権の成長

——ピカルディー地方を舞台に—— …………… 大浜聖香子

プエルトリコにおけるナショナル・アイデンティティの形成 …… 亀井あずさ

植民地映画にみるフランス帝国主義の文化 …………… 國武由紀子

世紀転換期における女性とミッション …………… 古賀 勇樹

中世中期ブーローニュ伯領の形成と人的ネットワーク

——家族・友人・同盟者—— …………… 小堀 将樹

中世初期のイングランド・大陸間関係

——キリスト教文化の交流を中心に—— …………… 坂本明日香

中世ノルマンディ公領境界地域と政治構造 …………… 白川 誠視

世紀転換期におけるナショナル・アイデンティティ形成と

イギリス初等教育 …………… 高橋 寛子

後期十字軍と西欧の世俗権力 …………… 中尾 あや

19世紀アメリカにおける市場文化

——パブリック・マーケットと公共善—— …………… 松木 秀生

反革命の農民たち

——クリステーロの乱からみたメキシコ革命—— …………… 三蔭 優子

ナチ党を支持するカトリック社会

——シュヴァルツヴァルトの地域社会史から—— …………… 森山 星斗

19世紀ロンドンにおけるユダヤ人エリートと慈善 …………… 山口由希子

近代スペインにおける地域ナショナリズムの相違

——バスク、カタルーニャそれぞれの道—— …………… 米田 宏之

ジャン・モネと欧州石炭鉄鋼共同体 …………… 東丸 昇平

## 文化史学分野

自由意志による売春考 …………… 有座 ふみ

植木枝盛の男女同権論 .....	石原 滋之
リヒャルト・クーデンホーフ=カレルギー研究 .....	一門真由美
平和教育と日本人の加害者意識 .....	入江 舞子
ハンセン病と宗教	
——キリスト者の活動にみる「救済」観—— .....	江藤 美美
戦争と音楽——山田耕筰を中心に—— .....	郡山 知子
奄美の復帰運動史研究 .....	山田 天真
マキアヴェッリの共和主義思想に関する一考察 .....	牛嶋 直子
岡倉天心論 .....	宮副 恭子
考古学分野	
縄文時代後・晩期における植物利用の研究 .....	仙波 靖子
古墳時代中・後期における鉄鏃の研究 .....	牧野 幸子